

平成14年（オ）第811号

決 定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成13年（ネ）第3301号謝罪広告等請求事件について、同裁判所が平成14年2月20日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成15年6月26日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官

横 尾 和 子

これは正本である。

平成15年 6月26日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 浦原英

